

事業所における化学物質の管理

(ア) 通常の化学物質の管理の他業務と比較した負担感

平成9年度とほぼ同様の傾向を示しており「全く負担に感じない」「あまり負担に感じない」の合計は、平成9年度は41%であったが、平成10年度は39%である。

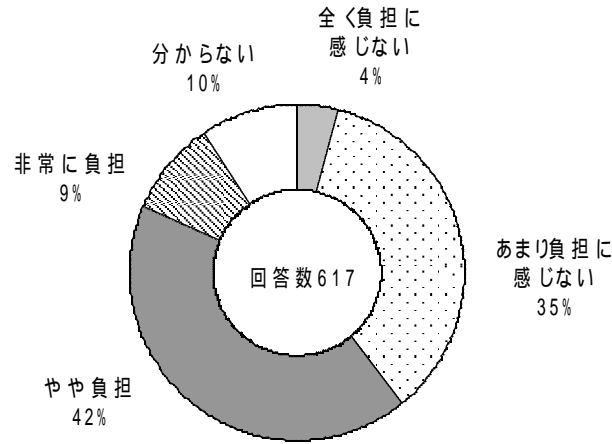


図3-74 通常の化学物質の管理の他業務と比較した負担感

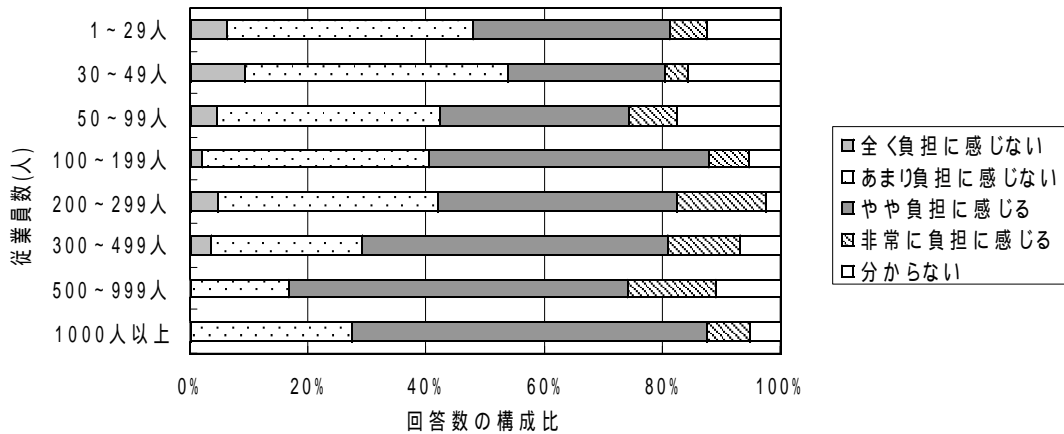


図3-75 通常の化学物質の管理の他業務と比較した負担感(規模別)

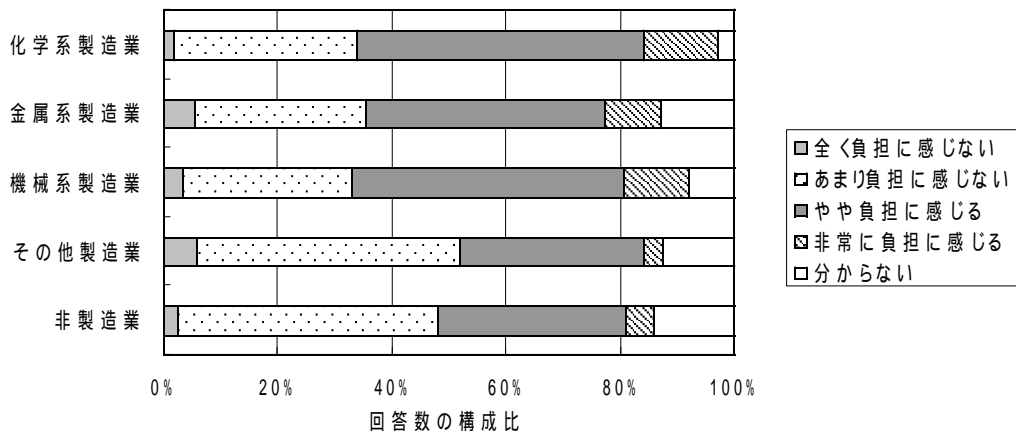


図3-76 通常の化学物質の管理の他業務と比較した負担感(業種別)

(イ) 事業所内の化学物質の管理におけるPRTRの有用性

平成9年度は「非常に役立つ」または「役立つ」の回答が60%であったのに対し、平成10年度は62%であった。規模別、業種別の傾向は平成9年度とほぼ同じであった。

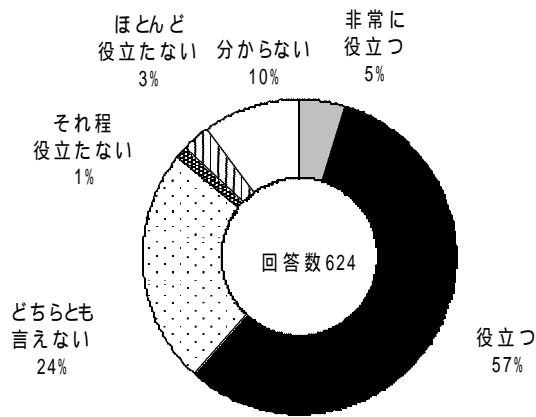


図3-77 事業所内の化学物質の管理におけるPRTRの有用性

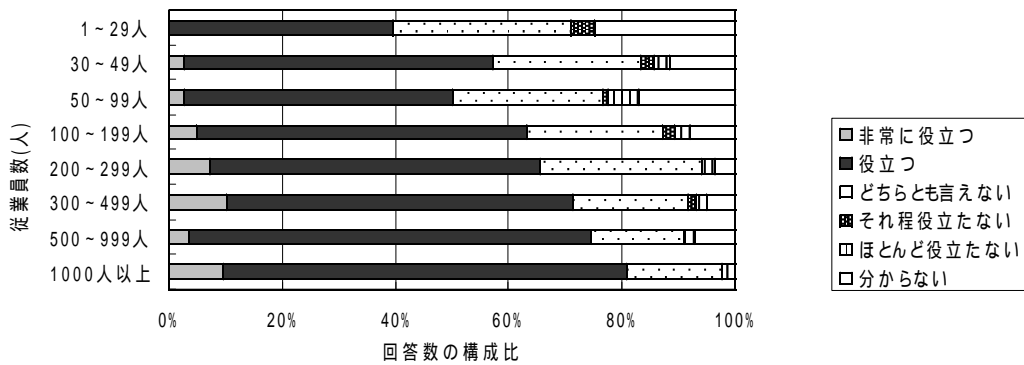


図3-78 事業所内の化学物質の管理におけるPRTRの有用性(規模別)

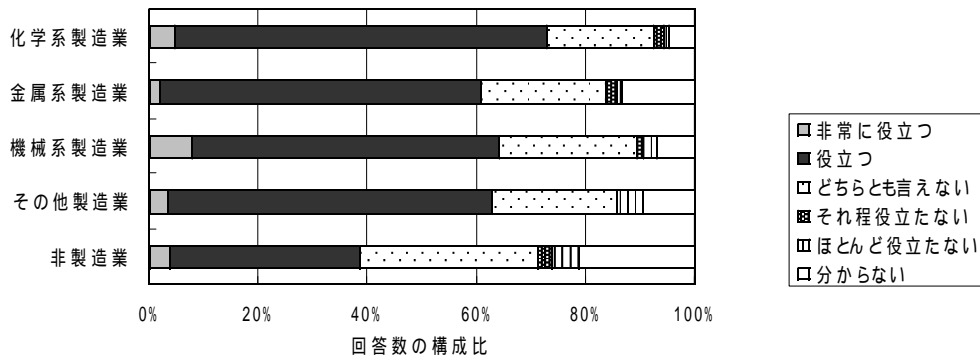


図3-79 事業所内の化学物質の管理におけるPRTRの有用性(業種別)

(ウ) 排出量削減におけるPRTRの有用性

平成9年度は「非常に役立つ」または「役立つ」の回答が55%であったのに対し、平成10年度は54%と、ほぼ同様の結果である。業種別には、金属系製造業において「役立つ」という回答の割合が増加している。

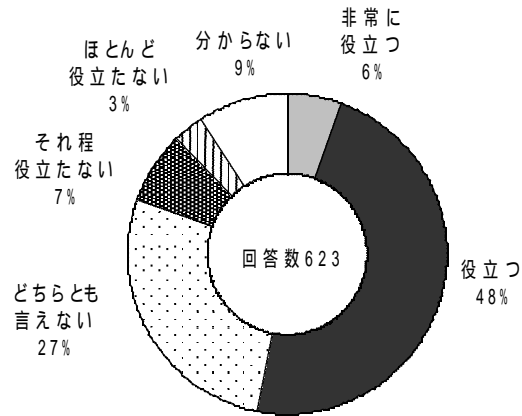


図3-80 排出量削減におけるPRTRの有用性

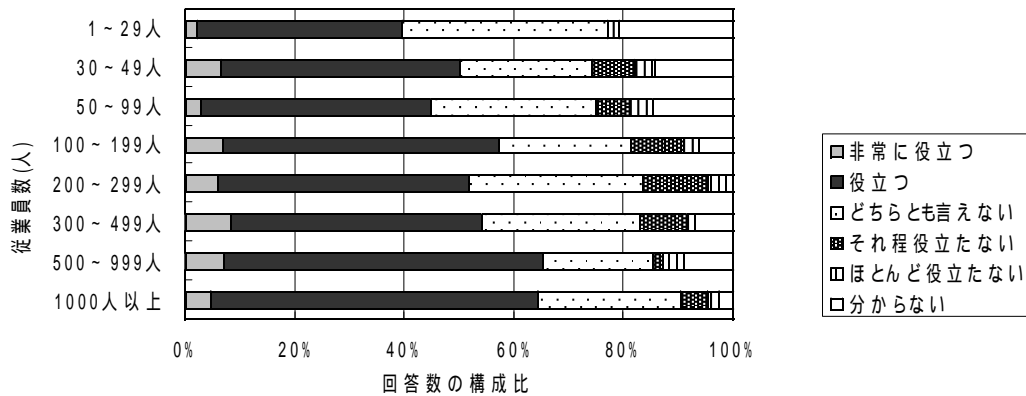


図3-81 排出量削減におけるPRTRの有用性(規模別)

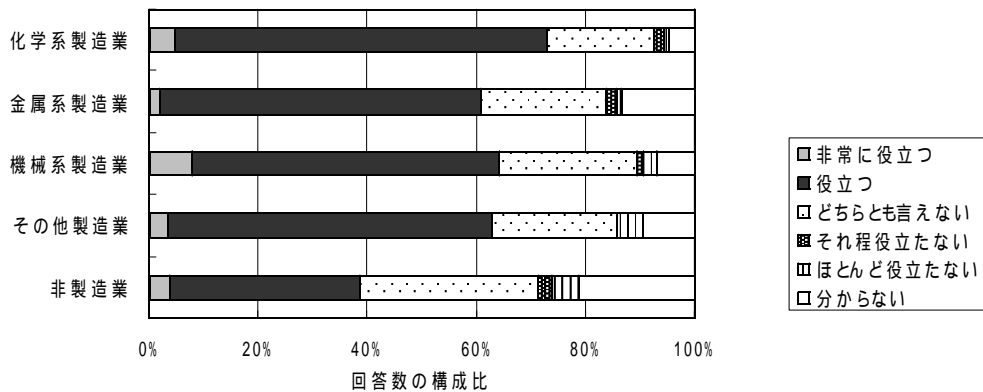


図3-82 排出量削減におけるPRTRの有用性(業種別)

(I) PRTRの制度化に向けての化学物質管理体制の整備

既に整備されている」または「整備する予定がある」という回答は35%である。規模が大きくなるに従い整備状況は良くなると思われるが、従業員1000人以上の事業所においても「分からない」といった回答がある。

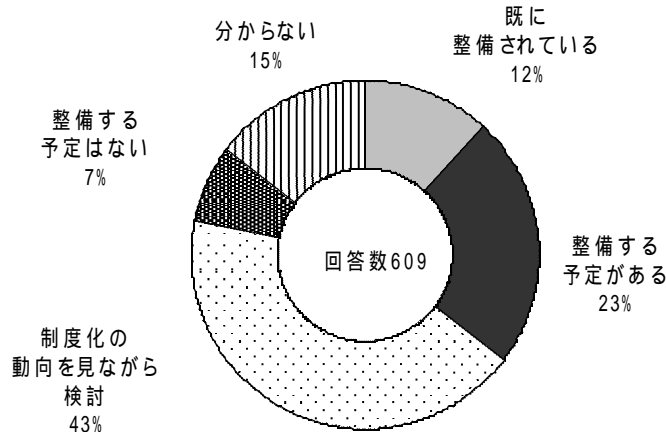


図3-83 PRTRの制度化に向けての化学物質管理体制の整備

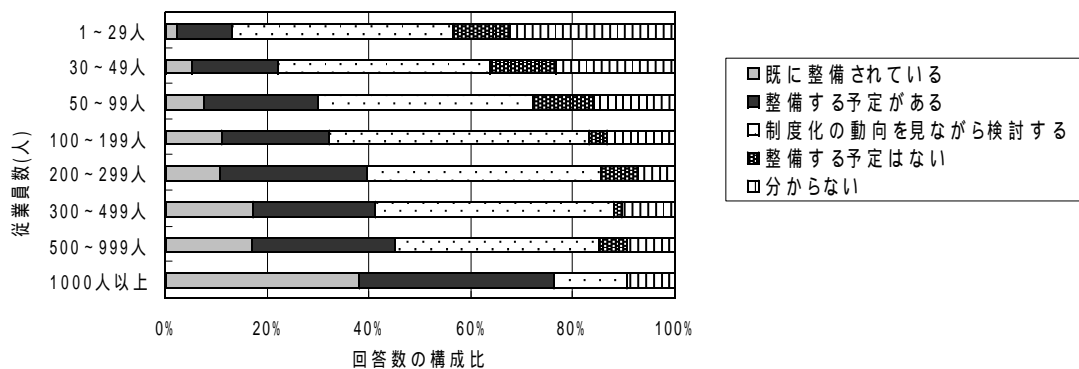


図3-84 PRTRの制度化に向けての化学物質管理体制の整備(規模別)

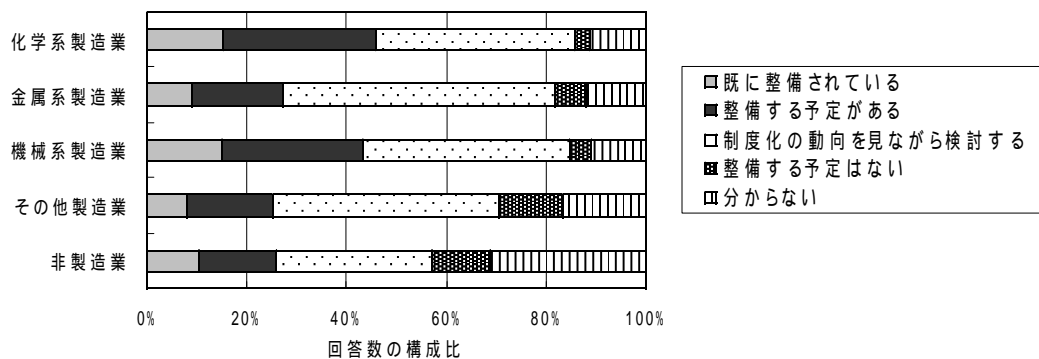


図3-85 PRTRの制度化に向けての化学物質管理体制の整備(業種別)

(オ) 化学物質の管理を行う上で必要としている情報や支援

< 必要な情報 >

化学物質が関連している法規制の内容、法規制対象物質の情報(6件)

化学物質の物性データ、化学物質の安全性データ(5件)

化学物質管理システムの開発状況(3件)

環境負荷低減技術の情報(3件)

化学物質の取扱方法に関連した事故の例(1件)

各製造工程で気を付けるべき点(1件)

< 化学物質管理に必要な支援 >

化学物質管理のソフトウェアの開発(2件)

化学物質管理の行政による指導(2件)

説明会、セミナー等の定期的開催(1件)

< PRTR制度に関する支援 >

分析等の支援、分析の無料化(2件)

排出係数例の充実(1件)

業種別の該当する可能性が高い対象化学物質とその推計方法に関する情報提供

(1件)

< MSDSに関する支援 >

全ての成分情報記載の義務化(10件)

最新の公共無料検索システムの整備(1件)

インターネットによる情報提供システムの整備 (各薬品メーカー別)(1件)

各業界団体によるMSDSの整備(1件)

< その他 >

化学物質管理の必要性を中小企業の経営陣に対してPRすることが必要である。

・PRTR制度を推進するための環境を、全国的に展開する必要がある。

その他

PRTRパイロット事業及び今後のPRTR制度の本格的導入に関する提案や意見は以下
のようであった。

< 制度に対する意見 >

- ・信頼性の高くないデータが公表され、誤解を招くことを懸念している。数字の意味が正しく解釈できるような体制での公表が重要である。(4件)
- ・類似調査との重複を避けてほしい。(4件)
- ・有用な制度であると考えている。今後は、社内外に受け入れられる体制の整備が重要になる。(3件)
- ・回答率をあげるための工夫が必要である。(3件)
- ・化学系技術者のいない事業所では、知識が不足しているため対応は困難である。(3件)
- ・報告した事業所が不利にならないような制度が必要である。(2件)
- ・排出量の公表に際しては、狭い地域であったり点源のカバー率が低い場合などの場合には、一部の事業者の排出量が過大評価される恐れがある。非点源についても同時に集計・公表し、個別値の位置づけが公平に判断されるように整えるべきである。(1件)
- ・報告された数値の検証方法を検討してほしい。(1件)
- ・報告様式の電子媒体をもっと改良してほしい。(1件)
- ・新規開発中のものなど、企業秘密がある場合には配慮が必要である。(1件)
- ・毎年の変動はさほど大きくないので、数年おきの調査にしてほしい。(1件)

< 制度の内容に関する意見 >

- ・六フツ化硫黄は対象外とするべきである。(3件)
- ・中小事業所での対応は大変であるため、対象事業所の裾切りを上げるべきである。(2件)
- ・報告量(kg/年)を小数点以下にする必要性は無いと思われる。(1件)
- ・事業所規模など、集計のためだけに必要な数字は、数字ではなく範囲を回答する選択式の方がよい。(1件)

< MSDSに対する意見 >

- ・含有成分の情報が不十分である。内容を充実し、分かりやすくする必要がある。(4件)
- ・MSDSの入手がもっと簡単にできるようにしてほしい。(2件)
- ・MSDSにPRTR対象化学物質であることを明記してほしい。(1件)

< マニュアルについての意見 >

- ・実測以外算定方法でも、信頼性が高く、簡単なものを開発してほしい。(3件)
- ・推計マニュアルは業種別に分けるなど、充実するべきである。(2件)
- ・読みやすいように簡素化する必要がある。また、提出様式もマニュアルからコピーさせればよい。(2件)
- ・金属換算の事例をもっと増やしてほしい。また、このような情報をインターネットなどで検索できるようにしてほしい。(1件)

<その他>

説明会での説明は、専門用語が多く分かりにくい。(2件)

法制化されるまでの動向を随時情報提供してほしい。(2件)

今回のアンケート調査の内容で理解できないところがあり、不親切だと感じた。(2件)

排出量削減の具体的な方法が知りたい。(1件)

インターネット等により、行政又は各事業場間の情報交換の場を整備してほしい。(1件)

③ 「電子媒体による報告支援プログラム」に関するアンケート集計結果の概要

「電子媒体による支援プログラム」(以下、「支援プログラム」という)を配布した事業所を対象に、今後の支援プログラムを改善する目的で実施したアンケート調査である。集計結果の概要は以下の通りである。調査票は52事業所から回答があった。

支援プログラムの使い勝手

「使いやすい」という回答が約40%であり、「(非常に)使いにくい」という回答が約21%であった。また、「利用しなかった」事業所は約27%であった。

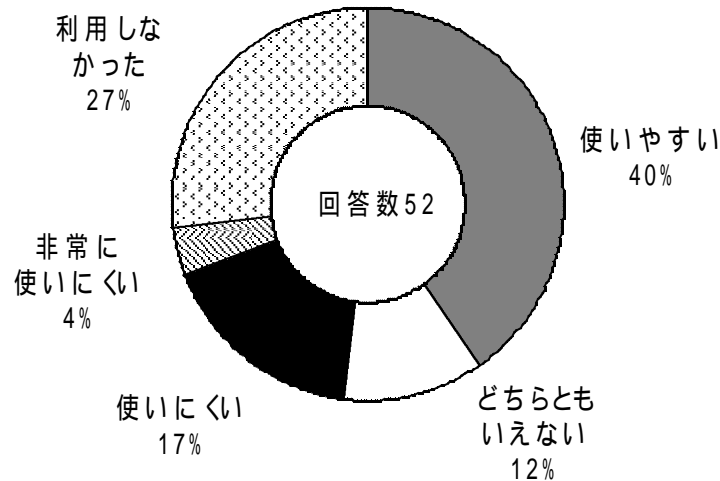


図3-86 支援プログラムの使い勝手

支援プログラムが使いにくい(使わない)理由

で「(非常に)使いにくい」又は「利用しなかった」を選択した事業所に回答を求めた。選択肢における回答は、「インストールできなかった」、「インストール方法がわかりにくい」、「操作説明書の説明がわかりにくい」、「作業シートにそった入力しかできない」、「支援プログラム以外に見なくてはならない書類が多い」の選択肢が各1件であった。

また、「その他」の自由回答形式の記述欄にあった主な意見は以下の通りである。なお、()は類似意見の件数を示す。

- 該当物質が少ない、または、なかった。(4件)
- ・シートの記入内容と印刷内容が違う 印刷の設定が必要である。(3件)
- ・調査等に時間がかかり プログラムを使用する時間がなかった。(2件)
- ・既存のもので対応ができる。(2件)
- ・作業シートと作業シート2の化学物質名が異なっている。(1件)
- ・単純な算定にはよいが、貯蔵工程、入荷・出荷施設からの排出 移動量の算出ができない。(1件)
- ・入力訂正、取り消し等の変更に融通が利かない。(1件)
- ・作業シートHの入力時にエラーメッセージが出た。(1件)

平成9年度の支援プログラムの使用状況

本設問及び については、平成9年度の対象地域の事業所 (34事業所)に回答を求めた。

本アンケート調査に回答し、平成9年度においても支援プログラムを使用していたのは17事業所であり、設問の対象となる事業所数の約半分であった。

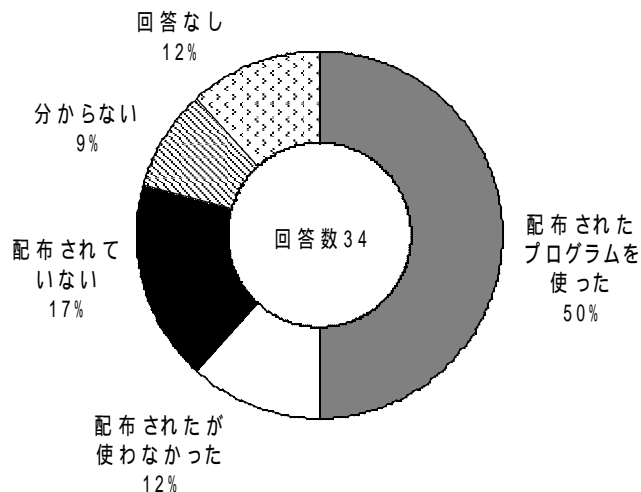


図3-87 平成9年度の支援プログラムの使用状況

平成9年度の支援プログラムとの比較

において、平成9年度に配布した支援プログラムを、「使用した」と回答した事業所を対象に回答を求めた。

選択肢において、「使いやすくなった」と回答した事業所があげた改善点は、「プルダウンメニューからの項目の選択」「フロッピーディスクへの書き込みが不要であること」であった。

表3-15 平成9年度の支援プログラムとの比較

選択肢	回答数	構成比
使いやすくなった	8	47%
あまり変わらない	6	35%
使いにくくなった	0	0%
その他	1	6%
回答なし	2	12%
合計	17	100%

支援プログラムについての意見、提案等

主な意見等は以下の通りである。なお、()は類似意見の件数を示す。

(支援プログラムについて)

- ・支援プログラムは有効であると思われるので、今後の改善に期待する。(2件)
- ・入力するデータの収集が一番の問題であり 報告に負担は感じない。(1件)
- ・説明会ではOHP等を使用して解説してほしい。(1件)

(支援プログラムの内容について)

- 物質使用量と排出量を合致させるために手入力が必要なことをマニュアル等に明記してほしい。(1件)
- ・直接手入力できる様式のシートを追加してほしい。(1件)
- 記入事項、様式1、作業シートがまとまっているので使用しにくい。(1件)
- ・インデックスに、三酸化アンチモン、酸化亜鉛、鉛化合物の追加をしてほしい。(1件)
- ・ヒドラジン等の水和物についても自動換算できるようにしてほしい。(1件)
- ・事業所に売上額等がない場合の該当項目を追加してほしい。(1件)
- ・製品から対象化学物質の換算をする場合の使い勝手が悪い。(2件)
- 化学物質ごとにシリーズで入力できるようにした方が良い。(1件)
- ・ダイオキシン類の廃棄物の移動において、算定方法を「実測値」と入力しても「推計」と出力される。(1件)
- ・排出量1 kg/年未満の場合、1の位に0がつかないので分かりにくい。(1件)
- ・様式1の「5対象化学物質の取扱いの有無」は印刷時に が出ない。(1件)
- ・調査票2Aが印刷できるようにしてほしい。(1件)

2.事業者ヒアリング

事業者に対するヒアリング結果及びヒアリングを実施した地方自治体の所感等を項目毎に以下に列挙し、課題等については、*を付した。なお、ヒアリングの実施状況は第1章2.(5)イを参照されたい。

【パイロット事業対象業種】

1)化学物質の管理状況

<神奈川県>

・PRTRのパイロット調査があったことにより、MSDSの収集、廃棄物の移動先の確認等の調査に関わる情報収集等が実施された。

調査の実施により、管理組織の充実や研修会、勉強会の開催など具体的に対応した事業所は特にないようである。

化学物質を含む製品のメーカーでは、ユーザーからの要望もあり、対象化学物質が含まれていない製品を開発する傾向が見られた。

<川崎市>

・PRTRを契機にMSDSを整備し、管理がきちんとしてできるようになった。

・PRTRとは別に、親会社のISO14000の取得により、関連メーカー（下請けの事業所）にも化学物質の管理が要求され、実施している事業所がいくつか見られた。

購入化学物質について、ソフト化で対応している事例が多く見られた。特に大手の電機機械器具製造業では、取り扱う薬品や資材などの商品の使用量を入力するだけで、PRTR対象化学物質の使用量等が自動的に算定されるソフトを活用している事例があった。

有害大気に関連で、既に削減目標を定め計画を準備している事業所も見られるが、多くの事業所では、当面の具体的な削減は考えられていなかったものの、廃棄物の削減（無駄をなくす）及び購入・使用段階での使用量の削減（効率的な使用）には着手しているようであった。

使用量・排出量の削減や代替物質への転換という具体的な対策の推進は、ISO14000の取得及びレスポンシブル・ケア活動が動機付けと想定される。

・これ以上の使用削減が技術的には無理であり、代替物質もない事例があった。このような場合は、PRTRによる排出削減は難しいと考えられる。

< 北九州市 >

・多くの事業所では、所内管理組織の設置、有害化学物質の自主削減、代替品の検討などの自主的な化学物質対策を実施していた。

・M SDSの整備状況は、取扱化学物質の種類が少ない事業所では、比較的良く整備されていたが、多くの化学物質を取り扱っている事業所（印刷業、電気機械器具製造業等）では、整備は十分ではなかった。

・PRTR制度を機に事業所内で管理体制の整備又は見直しを検討するところも多い。

* 生産現場における化学物質の使用量や環境中への排出量の事後把握は、今の体制では難しいことから、PRTRが法制化された後に事業所内の化学物質管理体制の見直しを行う必要がある。

2)パイロット事業への対応

作業等の負担状況

< 神奈川県 >

・概ね対象化学物質の調査を中心に負担が軽減されたという事業者が多かったが、取り扱う材料類が変わったため、対象化学物質の調査を再度実施したところが1事業所あった。

・ヒアリングを実施したほとんどの事業所で、主担当者が平成9年度と変わっており、その分、継続実施による作業負担の軽減効果が少なかったようである。

< 川崎市 >

・平成9年度にパイロット事業を行っているため、平成10年度は原材料の購入、管理、使用に係る各部署間での連携がスムーズにでき、業務負担が軽減された事業所が多かった。

・担当者の人事異動があった事業所などでは、9年度と比較しても負担は軽減していないようであった。

・石油精製等一部の業界では、既にマニュアルに基づいて排出量の算定等が進められていることから、かなりの作業負担の軽減につながっているようであった。

< 北九州市 >

・特に従業員の少ない中小事業所では、化学物質に対する知識を持った社員が少ないところも多く、対応に苦慮していた。

排出・移動量の推計上の技術的な問題点等

< 神奈川県 >

・推計方法を平成 9年度と変えて、精度を高める工夫をしている事業所が目立った。

・平成 9年度に報告した環境媒体を平成10年度変えている場合が見受けられた。(揮発性の高い物質で、廃棄物への移動と報告していたものを大気への排出とした等)

・比較的大きな事業所だが、対象化学物質の把握が徹底しておらず、物質収支による推計が明らかにおかしい事業所があった。

・「推計マニュアル」は、分量が多く難しいので、業種別にすることが望まれている。

* 対象化学物質のうち、化合物と表記されている群物質については、個別化学物質の名称の列記が望まれる。

* 高い精度のデータが要求されるのであれば、分析等の研修も必要である。

< 川崎市 >

化学工業では、連続工程、バッチ工程毎にリースポイントの確認(排出ガス量、濃度、排出時間等)及び各種の必要な記録の管理がなされており、精度の向上に向けた取組がなされていた。

・反応工程によっては、リースポイント毎に必要とされる管理・記録類が数多くあり、排出量の算定には複雑な作業が伴う場合があった。

排出口濃度の測定結果に基づく実測値、物質収支、工学計算等のそれぞれの手法で求めることができるケースが多いが、どの推計手法が最も適切なのか、事業者、行政とも判断できないことがあった。

* 対象化学物質の排出が予想される排出口があるものの、測定をしていないため排出量が報告されない事例が多く、いかに排出源を的確に把握することができるかが、事業者及び行政双方の課題である。

* 現状では、事業所の担当者が、こちらが提示したマニュアルと業界サイドのマニュアルのどちらを用いてよいか迷うおそれがあるため、業界サイドの排出量マニュアルと整合を図る必要がある。

* 金属製品製造業及び電気器具製造業では、化学物質を使用する工程はかなり限定されており、主に脱脂洗浄、塗装、メッキ等であることから、これらの工程を対象としたわかりやすいマニュアルが必要である。

* 塗料を扱う事例については、廃塗料の集計及び廃棄物中の成分が不明であり、何らかの具体的マニュアルが必要である。

* 廃棄物としての移動量をいかに精度よく把握するかが課題である。そのために、物質ごとの事例、経験値、ガイドライン等の整備が必要である。

* 報告データの精度の確認(担保)する方策も検討する必要がある。

支援状況と改善事項

< 神奈川県 >

* 成分や推計方法がわからない場合の対応窓口を明確にする必要がある。

< 川崎市 >

* 一部の原材料メーカーでは、M SDSの内容に不明確な点(成分%が不明)が見られるため、法制化による早期義務化が期待される。

* 担当者が移動しても、PRTRの業務が大きな負担とならないよう行政サイドとして、何らかのサポートを行う必要性が考えられる。

* 行政側でも事業所ごとに推計手法の面で支援ができればよいが、データの蓄積及び人材の不足が課題である。

< 北九州市 >

・M SDSのフォーマットがメーカー毎に異なっており、また、化学物質の含有率を示していないものもあることから、今回のパイロット調査への対応に苦慮している事業所もあった。

* 制度化に向けて、M SDSのフォーマットを統一し、メーカー側に提出を義務付けることが必要である。

3)未提出事業所(未報告の理由)

< 神奈川県 >

他業務の関係で、作業が遅れていたため、ヒアリング時点では報告が未提出であったが、ヒアリング後に提出された。

4)従業員規模による裾切り未満の事業所

負担の程度及び実施可能性

< 神奈川県 >

・洗濯業では、廃棄物関係の調査が毎年実施されているので、抵抗感はない。また、その調査により対象化学物質の受入量や廃棄物の量は把握されているので、推計方法さえわかれば、報告することは問題ないと考えられる。

規模が小さいため、仕事量が多い時期に調査が来ると、早急には対応できない。

中小事業者への支援方策

< 神奈川県 >

- * テトラクロロエチレンの排出・移動量は、洗濯に使用する機種により変わると考えられるので、機種毎の排出・移動量の計算方法をメーカーに出してもらいたい。

5)その他

パイロット事業参加の効果、制度の普及状況等

< 神奈川県 >

苦情対応等の住民との交渉の際に、PRTRデータを示している事業所があった。一部の事業所で化学物質に関する意識の向上が図られたとの意見があった。

< 川崎市 >

・何故PRTRパイロット事業を実施するのかという違和感は少なく、化学物質の適正管理は今日的な問題であり、企業責任の範囲であるとの見方が多くなっている。

・使用量や環境への排出量の把握が管理面で必要であり、このためにPRTRが有効であることが多くの事業所で認識されていた。

- * PRTR制度について、市域外からの事業者及び関連業界からの問い合わせがあったことから、制度の一層の普及が望まれる。

< 北九州市 >

・本市では今回が初めてのパイロット調査ということもあり、多くの事業所で制度に対する問い合わせがあった。

・経団連等に属している大手の事業所などでは、PRTRに関する情報のある程度入手しており、比較的よく、制度の周知が図られていた。また、これらの事業所の多くは、平成9年度既に経団連のPRTR調査に参加しており、今回の調査を実施するに際しても、スムーズに対応できていた。

- * PRTR制度を現行の水濁法、大防法のような規制法と勘違いしている事業者が多く、また、中小の事業所では、制度について全く知らない事業所も多いことから、制度の周知徹底が今後の大きな課題である。

その他

< 神奈川県 >

・多くの事業所では、リスクコミュニケーションを意識した住民との交流は行っていないが、事業所のイベントへの招待を行う等の地域住民との交流の機会を持っている。

- * データの評価について、住民にしっかり説明する必要がある。
- * MSDS等において、国際的な調整が必要である。

< 川崎市 >

現状では、まだ、個別の情報の公開は望んでいないが、公開された場合の住民の冷静な判断と理解があれば、公表はやむを得ないと考えられている。

- * 内容の重複する調査依頼のうち、報告事務に関する件については行政面での一本化が望まれるとの要望が複数の事業者から出された。
- * 未報告事業所の未報告理由などの実態把握の調査が必要である。
- * 個別の事業所データの公表が導入されれば、PRTRによる副次的な使用量の削減は期待できるが、個別の事業所データの公表に当たっては、報告された排出量等のデータの誤りを極力防ぐ必要がある。
- * 法制化の進展及び事業者の認識を促進するためにも、具体的なリスクコミュニケーションの普及と自治体の関与についてのマニュアルの作成が望まれる。

【パイロット事業対象外業種】<神奈川県、北九州市>

1)総合工事業

・個別の住宅建設に使用している資材の量は把握しているが、その中に含まれる成分は把握していない。成分を把握すれば、取扱量はわかる。

・資材の購入は支店単位で行っており、作業現場は支店でフォローしている。

・下請けへの委託作業もあるが、使用材料を指定し、マニュアル通りに作業される。化学物質の管理は特に取り組んでいない。ホルムアルデヒドや廃棄物対策の方が優先度が高い。

・防錆剤、中塗り塗料、上塗り塗料、接着剤、シーラー剤、防水剤等に含まれる化学物質が対象となる可能性がある。

・総合工事業では、直接、自らが工事を実施することはなく、全て下請け、孫請け業者が工事を行うことになっており、工事終了後に元請けが使用化学物質全体を把握することは、今の体制では困難である。

・下請け業者に対する取扱化学物質の提出義務を明確に示し、工事の着手前の下請け業者に発注する段階に同時にPRTRに関する書類を送付し、納品の際に元請けにそれを提出させるような制度であれば、対応可能と考えられる。

2)道路旅客運送業

・化学物質の使用は、整備工場で行っており、塗装関係のトルエン、キシレンが対象となる可能性がある。

・大きな修理は、外注している。

・本業種を対象とするか否かについては、自動車整備工場を対象とするか否かで判断すべきである。

・自社で整備場を有しているが、簡単な整備しか行っておらず、全面的な塗り替え等の大がかりな整備は全て外注しておこなっているため、取り扱っている化学物質はほとんどない。

3)道路貨物運送業

・車両整備のための修理工場はあるが、オイル交換などの非常に簡単な整備を行っているだけで、有機溶剤等の化学物質の使用実績はない。

・車体の塗装・補修に塗料を使用するが、年間を通じてごくわずかであり、全面的な塗り替え等の大がかりな整備は外注している。

4)鉄道業

・塗料、防錆剤、潤滑油、防腐剤などに含まれる化学物質が対象となる可能性がある。

・座席シートなどに散布する防腐剤は、業者に委託して散布しているため、取扱量を把握することは困難である。

5)ゴルフ場

・農薬については、ゴルフ場農薬指導の関係で、県へ農薬の使用量を報告しているので、量の把握については問題ない。散布している農薬をどの環境媒体への排出とするのかがわかれば報告は可能である。

・農薬は、県外の販売店からも購入しているので、統計資料を使った非点源推計を行う際には、その点について留意する必要がある。

・多くのゴルフ場では、芝、剪定くずの処理を行うため、大気汚染防止法の届出対象規模未満の焼却炉を持っている。

・一般的に農薬の散布は、グリーン、フェアウェイ及びラフに限定されている。

・使用している農薬は除草剤、殺虫剤、殺菌剤で、年間4～5回程度散布している。

6)公園

・業者委託によりフェニトロチオンを散布している。この他には、苦情対応で、市販の殺虫剤等をスポット散布するが、これ以外については散布しない。

・園内にある芝生の維持管理は、肥料のみで農薬散布は実施していない。また、園内の樹木等に対しては、殺虫剤や殺菌剤の散布を年1回程度実施している。

7)水産養殖業 (神奈川県)

・県内に、採卵からの養殖を大規模に行っているところは殆どなかった。

3. 事業者からの問い合わせ事項及び自治体の対応

各自治体への事業者からの問い合わせ事項や自治体等の対応などをまとめた。また、これらの事業者への対応を通して挙げられた問題点や所感もあわせて記載する。

1) 説明会及び電話等での問い合わせ事項や意見について

主な問い合わせ事項

- ・化合物の扱いについて (100%金属換算、マニュアルに例示のものだけか)
- ・報告となる取扱い量の規定 (有害性ランク別の規定) の認識について
- ・年間取扱い量の算定について
- ・使用原材料、使用薬品に含まれる報告対象物質について
- ・年間取扱い量の規定による報告事項 (様式 1のみ、排出量の報告) の確認
- ・有機溶剤の大気への排出量の推計方法
- ・製品に含まれる化学物質移動量の推計方法
- ・PRTR制度の今後の動向
- ・対象化学物質を未使用あるいは取扱量が裾切り未満の場合の回答方法
- ・従業員規模が対象未満である場合の回答方法
- ・処理を受託した廃棄物中の化学物質の取扱いについて
- ・社外委託した生産工程から排出 移動量の取扱いについて
- ・物質群の報告方法
- ・プラスチックの取扱いについて
- ・はんだの取扱いについて
- ・中和後のシュウ酸の取扱いについて

「化学物質を全く取り扱っていないが報告書を提出する必要があるのか。」化学物質の知識を持った社員がいなく内容が判らないが、どのように対応すればよいか。」報告しなければ何か罰則が係るのか。」などPRTR制度に対する周知が徹底されていないことが原因の問い合わせが多かった。

電話での問い合わせ事項は、パイロット事業で配布した「排出量推計マニュアル」等の配布資料に記載されている事項が多かった。なお、平成10年度「PRTRパイロット事業Q&A集」により、問い合わせが減少している。

一事例だが、金属化合物について物質収支で推計するのに、排水中への排出量は実測値データ等を用いたりしていたが、物質収支の合計があわないという相談もあった。(支援ソフト使用)これは、一部のデータを金属換算していないため等の理由によるものであった。

中小事業所からの要望として、化学物質名がわかりずらいため、当該関連業種で使用される原材料に含まれる主な対象化学物質とその主な商品名のリスト等の整備・提供がある。自治体レベルでのリスト等の作成は困難な作業であるが、今後とも必要な支援と思われる。

2)自治体の指導事項及び記載の誤りの訂正について

記載の誤りには以下のようなものが多かった。

- ・報告数値の桁の誤り
- ・塩酸に係る報告
- ・複数物質の合計値での報告
- ・別媒体の排出量等の合計と合計欄の数値が一致していない。
- ・物質を混同して報告している。
- ・モノマーとポリマーを混同している。
- ・金属化合物で純金属換算を行っていない。
- ・物質名の記入はあるが、排出量の記入がない。
- ・CAS Noと物質名が一致していない。
- ・1枚の報告様式に複数物質が報告されている。

電話で事業内容を聞くと小規模の事業所では、化学物質を使う工程は、いくつもあるわけではなく、大体、塗装工程とか洗浄工程が1つある程度で、塗料や洗浄剤の購入量を聞き、報告対象物質の有無が確認できた。確認の結果は、報告対象物質の該当がない事業所がほとんどであり、様式1のみ提出してもらった。洗濯業については、パークレンの使用の有無を確認し、使用がなければ、様式1のみ提出してもらった。報告対象がある場合は、マニュアルの該当ページを見てもらい、推計作業をしてもらった。洗濯業では、この方法で数件様式2を提出してもらった。

昨年からの報告で数値が大きく異なった原因として、事業所からの報告があったものは以下の通りである。

- ・物質収支で推計したものを実測値に変えた。
- ・報告していた環境媒体が間違っていたので、訂正した。(揮発性の高い物質を廃棄物への移動にしていたのを、大気への放出とした。
- ・昨年は排水の分析結果がNDだったが、今年は定量限界値近くの値が検出された。
- ・回収装置を設置したため
- ・生産量の減

報告データの誤りを訂正することは非常に困難であるが、同業他社のデータや前年度の報告データを比較することで、集計・報告ミスと思われる数値を確認した。これらの原因の多くは事業所担当者の計算や記入のミスであることがわかった。

取扱量との比較が、異常値のチェックにあたって有効な手段と思われる。

3) 今後の課題、問題点及び自治体担当者の所感

初期的な問題として、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の事業所リストは整備されているものの、化学物質等の取扱いの面での事業所リストはほとんど作成されていないと思われる。パイロット事業の継続及び法制度への施行にあたっては、報告率のアップに向けて、現状に対応した適切な事業所の把握が必要である。

対象事業所名簿を、事業所統計調査を元に作成しているが、業種、従業員規模が実際とは異なることが多い。特に、従業員規模については、昨今の不況で従業員数が減少している事業所が多く、実際には対象外となったところも多い。例えば、洗濯業では、統計より従業員規模が小さい事業所が特に多いほか、モップ等交換の取次のみをしている事業所も多い。

報告対象の化学物質等の調査・集計及び排出量の把握にあたっては、原材料の購入、使用等にわたって各担当部署での様々な資料の作成・整理が必要となる。パイロット事業の実施についても早めの依頼が必要と思われる。

中小の事業所では、通常の業務が忙しく、マニュアルを読む時間がないとか説明会にも参加できないという場合も多い。実際には、送付される資料の多さが原因で、最初から諦めてしまう事業者が多いと考えられる。回答率の向上のためには、こういった事業所に対する指導は、きめ細かな個別指導が必要になる。全くわからないという事業所については、把握していないが、同様な個別指導が必要であると思われる。

報告数値の検証までできていない事業所が多いと思われる。桁間違いの他、揮発性物質の土壌への排出報告が見られ、数値は算出してみたが、その意味の考察や削減の検討までなされていない事業所が多いと思われる。

ヒアリングや電話確認の結果からは、精度の低い報告がかなりあると思われるが、報告数値が誤っているかどうかについては、なかなか判断できない。精度が低い、あるいは、誤っているデータをチェックする機能を強化するため、年度比較や同業種同事業規模での比較ができるようにデータを整理する必要がある。精度を向上していくためには、どんな所で間違えるのかといった事例を収集し、事業所に情報提供したり、個別指導も実施していく必要があると考えられる。

報告対象の様々な業種、各環境媒体への排出量の推計等、自治体においてこれまでに経験したことのない作業であり、化学物質の性状を始め、製造・使用に係る工程、排出に係るリリースポイント等の実情把握等が必要であり、報告データの精度向上に向けた事業所の実態調査、ヒアリング調査の必要性を感じている。

パイロット事業では、各事業所で取り扱っている原料、製品等に含まれる化学物質についても確認作業を行い、報告の有無について検討することも必要であったが、MSDSの整備が不十分であったり、また、メーカー側のMSDSのフォーマットが統一されていないことから、化学物質の確認が十分行えなかった事業者も多く、対応に苦慮しているようであった。また、電気機械製造業や印刷業など多種類の化学物質を取り扱っている事業所では、化学物質の種類把握に手間がかかり、さらに、MSDSの整備が間に合わないことから対象物質の把握が困難で作業的にかなり時間を浪費したなどの報告があった。特に中小事業者を対象としたPRTRを円滑に推進するためには、MSDSのフォーマットを統一し、メーカー側に提出を義務付けることはもちろんのこと、その中でPRTR対象物質が容易に確認できるようにすることが必要である。